

○議長（菊地恵一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑、質問を継続いたします。四十四番ゆさみゆき君。

○四十四番（ゆさみゆき君） みやぎ県民の声を代表して、質問させていただきます。

その前に、昨日、県議会開会中に、現職の県議会議員が逮捕された報道がなされました。現在、司直の手に委ねられており、事実関係が分からない状況です。県民の付託を受けた県議会として、説明責任を果たし県民の信頼を回復するために、厳正な対応を行ってまいりたいと思います。

それでは、質問いたします。ロシアのウクライナ侵攻が続く中、物価の高騰や新型コロナウイルスの影響などが、県民の暮らしを直撃しています。新型コロナウイルス第七波による感染拡大の中、七月の記録的な大雨による農業被害への対策、医療提供体制を中心とした保健・医療・福祉の充実、ひとり親・低所得世帯など子供の貧困対策、中小・小規模・零細企業などの事業者への継続した支援が急務です。日本経済新聞では、日本の現状は世界から取り残され、後進国になった。とりわけ、財政、ジェンダー、デジタル、人権、グリーン政策、これらのお粗末さが報道されています。では、宮城県はどうでしょうか。村井知事が就任して二十年、震災から十一年と半年。不登校、合計特殊出生率は、全国ワースト二位。DVや児童虐待、性暴力などの件数が増加しています。人権、ジェンダー、教育、子供・子育て、農業、今こそ、効果的・重点的な政策を推進すべきだと考えます。県は昨年、人口減少社会を見据えた新・宮城の将来ビジョンを策定し、SDGs「誰一人取り残さない」宮城県政を掲げ、県民一人一人が幸せを実感し、地域の活力を維持、持続的な発展を目指しています。私どもみやぎ県民の声は、あらゆる人々の人権を守り、障害がある人もない人も共に生きる社会、誰一人残すことのない宮城を目指し、現場の声を県政に反映するために、調査・意見交換を行ってまいりました。県民の皆さんの声を踏まえて、これまでの施策の検証や提案を含め、質問してまいります。

初めに、令和四年七月大雨への災害対応についてお伺いします。

七月十五日からの記録的な大雨により、現時点においても、県民の生活や事業者の経済活動に多大な影響を及ぼしています。会派の調査として、七月二十五日に大崎市、松島町、また、八月二十九日には栗原市、登米市米山町、そして大崎市古川を訪問し、

被災された農家の皆様から、切実な声が寄せられました。この被害に加えまして、肥料、飼料、燃料などの高騰の影響により、今後更に厳しい経営環境に置かれ、県民の基幹産業である農業分野への影響も懸念されます。被災した農業関係者の皆さんが、一日も早く日常生活を取り戻すために、早急な対策を講じていただくよう、三点質問いたします。

初めに、被災地域の早期復旧や被災者支援など、災害による特別の財政需要に対応できるよう、特別交付税の措置について特段の配慮を国に求め、国による被災者生活再建支援制度の対象外になる災害について、被災者に対する同等の支援制度を検討するとともに、過去七年の間に三回もの被害を受けている地域が多いことも考慮し、宮城県独自の見舞金制度を創設すること。

二点目、大規模な冠水・浸水被害を受けた水稻、大豆などの農作物に関し、経営所得安定対策の柔軟な対応及び農業共済制度に基づく適切な措置が計られるよう、関係団体と連携を図るとともに、生産者が営農意欲を失わないよう、高騰している肥料・飼料・燃料等の購入支援、並びに営業再開に向けた無利子制度資金などによる支援策を講じていただきたいと思います。

そして、地球温暖化や気候変動に伴って、大雨の頻度や量が一層増えることが想定されます。河川復旧整備に関して、堤防やダムの整備対策では水害を防げなくなっている現状への対策として、流域全体で水害を防ぎ軽減させる流域治水計画の見直しは必要不可欠です。先ほどの代表質問の答弁で、知事は「連携して対策を講じる」と御答弁されましたが、河川管理者である県だけではなく、これまで以上に流域関係者の協力も得ながら、流域治水計画の本質的な改定と更なる推進を図ることを求めます。

次に、農業政策について伺います。

国の農林水産業・地域の活力創造プランでは、食料の安全保障の確立と、農林水産業の持続可能な成長を推進しています。ウクライナへのロシアの侵略により、世界的な食糧不足が懸念されており、食料の安全保障は大きな課題と言えます。宮城県は、令和三年三月に、みやぎ食と農の県民条例基本計画の第三期計画が策定されています。食料の安全保障の確立においては、安定的な国内生産の維持と拡大が最も重要です。現在の農業は、農薬や肥料、飼料の多くを海外に依存しており、今回のように、世界情勢の悪化により海外からの輸入が難しくなるおそれがあることから、今後は、輸入に依存しな

い循環した有機農業の役割がますます必要になると考えます。県では、みやぎの有機農業推進計画を策定し、有機農業の産地づくりを支援するため、みやぎオーガニック・エコ農業協議会を設置しています。その中で、栽培農家や指導者の育成、ネットワーキングを、具体的にどのように進めるのでしょうか。

有機農業を推進するに当たり、消費者の理解促進が必要です。学校教育現場における生物多様性の調査やSDGsの取組を通じて、有機農業の必要性の醸成を図る取組について伺います。

次に、農林水産業の持続可能な成長についての取組についてです。

農業の生産現場では、ますます担い手の高齢化が進み、担い手不足から耕作放棄地も多くなっています。今後も宮城県民の食料を生産してもらえる農業を維持していくためには、いま一度、農業の生産構造を再編する必要があると考えます。令和四年五月に農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が成立し、従来の地域農業の今後の在り方を落とし込む、人・農地プランが地域計画として法定化され、基礎自治体で令和六年度末までに地域計画を策定することになります。市町村において、限られた人員、そして職員で、農業者の皆様の意見を取りまとめ計画策定をするために、現在、国においては支援事業を準備しているようですが、ただ外部に作業を委託するのではなく、県職員の皆さんも市町村と一緒に汗水を流して、この作業に取り組むべきだと思います。支援に当たる職員は何人確保するのか、どのような就労形態と組織にするのか、県としての具体的な支援策について伺います。

次に、地域資源を生かした農山漁村の持続発展する地域づくりについて伺います。

会派で七月に、北海道の東川町、中富良野町等のまちづくりについて調査してまいりました。その地域では、高齢者の皆さんがその土地を大切にし、地域への思いを持って、その土地の文化や歴史につながる活動を地道に続けてきたことが、現在の農村振興や観光資源につながっている。その原点を大切にしていくことこそが、まちづくりの基本だということを学んできました。今、棚田や生物多様性、景観など公益的機能として、私たちに恵みを与え、農山漁村で暮らす、ゆったりとした人間らしい生活を取り戻すことが、若者に受け入れられつつあります。こうした中、みやぎグリーン・ツーリズム推

進協議会は、「豊かな農山漁村なくして日本国なし」、高齢者が担い手となる新しい産業の構築こそが、なりわいとしてのグリーン・ツーリズムに必要であり、高齢者はその牽引役としてはハードルが高いので、他の者——よそ者と言われていますが、若者たちが地域住民をリードする役割を担ってくれる仕組みが必要だと提言しています。そのマッチングができるのは、県の役割と考えます。全国で最大の課題となっている少子高齢化問題に、宮城県が先駆けて、持続可能な農山漁村の新しい産業構築を支援すべきではないでしょうか。

現在、県では農泊に力を入れていますが、その推進に当たり、これまで宮城県のグリーン・ツーリズムを先導してきたグリーン・ツーリズム推進協議会をどう評価し、連携をどう考えているのか。更にプレーヤーが育成できていない現状、どのように推進し育成を行うのか、お伺いします。一つの提案としまして、まずは、宮城県のグリーン・ツーリズムを活性化するために、宮城のグリーン・ツーリズム推進協議会と山形のグリーン・ツーリズム関連組織との協定を結ぶなど、広域化を図ってはいかがでしょうか。他県の活動を参考にすることにより、宮城のグリーン・ツーリズム、または農泊のプレーヤーの育成にもつながるのではないのでしょうか、お伺いします。

次に、宮城ふるさとプラザの今後の運営についてお伺いします。

東京都豊島区にある宮城ふるさとプラザは、宮城の農業生産物等を外部に発信する大事な役目を長年担ってきています。十七年間愛着があつて、顧客もそのつながりを生かした戦略が必要と考えます。物産販売と観光PRは一心同体で進めたほうが、宮城の魅力を発信するには重要だと思えます。今後はどのように連携を図るのか、首都圏における販売戦略として物産振興策についてどのようにお考えなのか、お伺いします。

次に、新型コロナウイルス感染防止対策についてお伺いします。

宮城県は、新型コロナウイルス感染症罹患者に対し、全数把握の簡略化を先駆けて行いました。新たな国の制度に基づいて、陽性者サポートセンターを新設し、陽性者の相談には引き続きこまめに対応していくとありますが、発症届の対象者を六十五歳以上、または重症化リスクがあつて治療投薬が必要な方、あるいは妊娠している方に限定するとしておりますが、その課題としては、発症届のない罹患者に従ってもらうための制度設計がないのに隔離を求め、自主的に感染対策に取り組んでもらえるのか。また、

発生届の患者が急変した場合に、気づかれにくくなっていないか。フォローアップセンターの機能は十分なのか懸念されます。新型コロナウイルス感染症対策が大きく転換しておりまして、県民の皆さんに陽性者サポートセンターの仕組みが伝わっておらず、周知徹底を図るべきです。

また、医療機関従事者や保健所の負担を軽減する目的で、陽性者の全数把握の簡略化を導入することになりましたが、本来は感染者の治療、ケアが必要とされます。発熱外来を含め、受入れの医療機関を増やしていくことが必要ではないでしょうか。また、今後、第八波を見据え、各病院にシステムとハイスを連携させるなど、デジタル化の推進を求めますが、いかがでしょうか。お伺いします。

次に、被災地の復興に向けたきめ細かな支援についてお伺いいたします。

東日本大震災から、十一年半経過いたしました。福島第一原発事故では、今も多くの皆さんがふるさとに帰還できず、命と暮らしが長期間において深刻な被害を被っている現状が続いています。そうした中、政府は、ロシアのウクライナ侵攻に伴う燃料価格の高騰で電力の安定供給が難しく、気候変動の問題への関心の高まりから、次世代原発の新增設や、最長六十年としてきた既存原発の運転期間延長の検討を始める方針を打ち出しました。これは、原発政策の大転換とも言える極めて重大な問題です。まず、原発は安全保障上のリスクが大きく、福島第一原発事故で発令された原子力緊急事態宣言が、事故から十一年半が過ぎようとしている今もなお解除されていないことを、政治は決して忘れてはいけないと思います。福島第一原発事故から十一年たち、再生可能エネルギーが全電力に占める割合は、ほぼゼロの状態から約一〇％にまで増えました。日本は、国内で使う全電力を再生可能エネルギーで賄うことが可能だと考えます。にもかかわらず、原発に頼り続けて再生可能エネルギー中心の社会への転換が遅れば、かえって電力の安定供給に支障を来すことになりかねません。日本は、一刻も早く再生可能エネルギーを中心とした社会に転換すべきです。知事は、政府の方針をどのように受け止め、女川原発再稼働についてどう対応していくのか、お伺いします。

また、福島第一原発ALPS処理水への対応についてですが、政府は昨年四月、国民の十分な理解が進まないまま、ALPS処理水の海洋放出をする基本方針を決定しました。これに対して、県民の幅広い層——消費者をはじめ、漁協、農協、生協連、ホテ

ル旅館組合などから多くの反対があります。地元の理解のないままALPS処理水の海洋放出を行わないこと、海洋放出以外の処分方法についての検討を、国及び東京電力に要請することを、強く求めます。

次に、東日本大震災の経験・教訓の伝承活動、拠点施設の充実にしてお伺いします。

二〇一九年の九月定例会で、私は、全世界からの受入れを視野に入れた防災教育の拠点となる震災遺構の構築について、震災遺構の運営は市町村任せではなく、県が主導的役割を果たすべきであると提案しました。国と連携して、ハード面の支援政策や震災遺構の相互連携による情報発信の仕組みの構築、とりわけ大川小学校については、広島の原爆ドームの保存と同様にまず調査予算を措置し、世界に発信する防災拠点として保存の在り方を検討してはどうかとも提案いたしました。当時、部長は、震災遺構を含めたネットワーク化や情報発信に関する取組を検討、震災の教訓を世界へ発信、海外を含め多様な関係者との交流を進めていくと答弁されました。九月九日に震災伝承みやぎコンソーシアムが設立されましたので、例えば、今後はトラウマ学術国際会議を開催するなど、世界遺産として研究、研修、震災遺構管理運営を行う財団を設置するよう、石巻市と協議してはいかがでしょうか。ぜひ実現をしていただきたく、その後の検討経過も含めて、知事にお伺いいたします。

次に、障がいの有無に関わらず誰もが安心して暮らせる共生社会についてお伺いします。

まず、インクルーシブ教育についてです。

国連の障害者権利委員会は九日、八月に実施した日本政府への審査を踏まえ、政策の改善点について勧告を發表しました。勧告は、障害児を分離した特別支援教育の中止を要請、精神科の強制入院を可能にしている法律の廃止を求めました。日本では二〇一四年に障害者権利条約を締結後、勧告は初めてのことで、特別支援教育をめぐっては、なぜ障害者だけの学校があるのかと怒り、通常教育に加われない障害児がおり、分けられた状態が長く続いていることに懸念を表明し、分離教育の中止に向け、障害の有無にかかわらず共に学ぶインクルーシブ教育に関する国の行動計画をつくるよう求めました。勧告には拘束力はありませんが、国際社会の一員として尊重することが求められます。

また、二〇二一年六月に成立した医療的ケア児支援法では、学校設置者は、在籍する医療的ケア児に対し、障害のない児童と共に教育を受けられるよう最大限配慮しつつ、医療的ケアが必要な児童及び保護者の意見を最大限に尊重して、適切な支援を行う責務を有するとされています。一方、文部科学省は、令和四年四月二十七日に、特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について、通知を出しています。「特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の時数について」という項目では、「特別支援学級に在籍している児童生徒については、原則として週の授業時数の半分以上を目安として特別支援学級において児童生徒の一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行うこと。」と記載があり、まさにインクルーシブ教育の逆行と受け止められる通知を出しています。

そこで、共生社会の実現、インクルーシブ教育についてお伺いします。国連のインクルーシブ教育への勧告についてどのように受け止めているのか、知事、教育長にお伺いします。

県は、宮城県特別支援教育将来構想として、障害の有無によらず、全ての児童生徒の心豊かな生活と共生社会の実現を目指し、多様な学びの場の中で、一人一人の様々な教育的ニーズに応じた適切な教育を展開することを目標に、共に学ぶ教育推進モデル事業を行っております。角田市では桜小学校、北郷小学校、北角田中学校、角田高校、大崎市では松山小・中学校、二つの地域で共に学ぶ教育環境づくりが行われています。まず、これらの成果についてお伺いします。モデル地域から全県に広げていく取組、実施計画を立て推進していくべきではないでしょうか。

また、医療的ケア児支援法に基づき、医療的ケア児や重症児が安心して地域の学校で学ぶことができる体制と実施事例を御紹介ください。今後、環境整備をどのように推進していくのか、お伺いいたします。

また、二〇二四年に、仙台市太白区秋保地区には小中高等部——初めて職業教育機能を併設する特別支援学校が新設されるほか、障害者支援施設船形の郷として二百八十人の施設整備も予定されています。福祉、教育におけるインクルージョンと、地域の中で支え合い障害のある人となない人が共に生きる社会における学校、福祉施設の在り方について、どのように考えているのか、知事、教育長にお伺いします。

次に、宮城県内の公立高校において、定員内でも不合格にされている子供たちが、令和四年度は百八人おります。他の都道府県より群を抜いて多くなっています。定員に合わせて教員が配置され、設備も整えているはずなのに、受験者が募集定員に満たないにもかかわらず、これだけの定員内不合格を出すことは大きな問題です。一方、志願者が定員に満たない場合、全国の都道府県では、定員内であれば原則不合格を出さないこととしているのは北海道、東京都、神奈川県、群馬県など十六都道府県あります。高校教育におきましては、令和三年度高校進学率が九九・二％であり、今後、定員内不合格についての在り方を検討していくと思いますが、高校で学ぶ機会を保障していくために、定員内であれば原則不合格を出さない方針へ転換を図るべきです。不合格になって行き場のない子供たちを放置していくのでしょうか。教育長の考えを伺います。

次に、旧優生保護法、分け隔てのない共生社会づくりについてです。

二〇一九年四月二十四日に成立し公布・施行された、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律について、県に対する相談件数を見てみますと、令和元年度相談件数は二百八十七件、令和四年度は三件。請求件数が令和元年度は八十九件、令和四年度は四件。認定件数は令和元年度が六十七件、令和四年度は五件で、令和元年度からの累計認定件数は百十一件となっており、年々相談件数が減少しています。九月十八日に、みやぎアピール大行動二〇二二の集会在、仙台市内のエル・パーク仙台で行われました。「いのちを分けられない社会へく障害者差別と優生保護法」と題して、障害当事者は「戦後最大の人権侵害とも言われる旧優生保護法に係る強制不妊・中絶手術の被害について、裁判も行われていますが、国は私たちが望む謝罪をしていません。優生保護法の問題は、過去の障害者の話だけではなく、国が行ってきた障害者差別の責任を、いまだに誰も取っていない」と訴えました。優生保護法の被害者は高齢化しており、今こそ、国が優生保護法の被害者全員の人生そのものの被害を償う賠償を行い、優生保護法によって引き起こされた差別、優生思想の解消に向けた施策を実施し、優生保護法の問題の全面解決を図るべきです。以下、伺います。

宮城県で記録のある被害者や一定年齢以上——法改正時点で九歳以上などの県内の障害者と児童養護施設に在籍歴のある方へ、プライバシーを確保した上で、法の概要と申請方法など、一時金の支給を行うための周知をあまねく行うべきです。

兵庫県明石市では、旧優生保護法の被害者等に支給される支援金は、旧優生保護法被害者等の尊厳回復と支援を目的に支給されているものであり、損害賠償ではない。規定で除斥期間の適用もないことを確認しています。宮城県も、人工妊娠中絶を含む旧優生保護法被害者を支援し尊厳を回復するための条例を検討してはどうでしょうか。

また、知事は、全国知事会の国民運動本部長として、優生保護法の被害者への対応について、法に基づく一時金の請求期限の延長を国に要望し、被害者が正当な権利として一時金を受け取れるよう働きかけるとともに、優生保護法の問題の全面解決に向けた対応を求めていると思います。

続いて、社会全体で支える子ども・子育てについてお伺いします。

震災から十一年半が経過した現在におきましても、被災地の子供のいる家庭の問題が一向に改善しない状況が報告されています。宮城県議会子ども政策研究会が協力して、東日本大震災子ども支援ネットワークが昨年度まで二年間県内の保育所を利用する保護者千十二人の協力を得た調査では、中高校生時代に被災体験して子育てをする約二四％が、ひとり親での子育てになっていることが明らかになりました。被災体験のない家庭は一〇・一％でしたから、被災体験した若者が新しい家族の形成にも苦しんでいる状況です。宮城県では、被災地全体から若者が転入しています。一般的な日本の母子保健、子育てなど子ども・若者育ちの課題に、被災体験が重なっています。母子保健、子育て支援制度には課題があつて、被災した子ども・若者が困難な状況を乗り越えることができる経験と力、困り感を発見、受け止め、支える仕組みがどのようになっているかを明らかにして、それを具現化する取組は必要です。国では、児童福祉法の一部を改正し、市区町村において設置している、児童福祉法に基づく子ども家庭総合支援拠点と、母子保健法に基づく子育て世代包括支援センターを、機能は維持した上で見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子供への一体的な相談支援を行う機能を有する機関として、二〇二四年度以降、こども家庭センターの設置に努めるとされ、二〇二三年四月には、内閣府の外局として創設されるこども家庭庁が所管することになっています。また、こども基本法の来年施行に伴って、こども大綱ができた後には、市町村においてこども計画を策定するよう努めるとされておりまして、市町村において策定に向けた準備が必要です。以下、国の法改正等に伴う子ども・子育て施策についてお伺いいたします。

県では、九月補正予算で、新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援として、五億三千九百二十二万八千円の予算を提案しています。県内市町村では現在、子育て世代包括支援センターは三十三か所、子ども家庭総合支援拠点は二十四か所ありますが、連携が十分とは言えない状況です。今後、東日本大震災の被災地においてモデルとなることも家庭センターへの支援、また、広域連携による整備なども考えられます。市町村における整備推進への支援をどのように行っていくのか、予算、人員配置、ソフト面などについてお伺いします。

また、デジタル庁において、子供に関するデータを活用して貧困や虐待などの早期発見、予防につなげる取組として、モデル自治体の実証事業が始まります。使用するデータには、センシティブな情報が含まれています。その個人情報の取扱いへの対応について、県の考え方と対処方法をお伺いします。

次に、県では、宮城の将来を担う子供の健全な育成と、子供を産み育てやすい地域社会づくりを総合的に推進するため、みやぎ子ども・子育て幸福計画令和二年度から令和六年度を策定しました。これは、誰もが安心して子供を産み育て、全ての子供が愛情に包まれ、心身ともに健やかに成長できる社会づくりを目指しています。施策の検証すべき視点、子どもの権利条約の視点として、命、発達、参加・意見表明、差別禁止など、子供にとって一番大切なのは何かを子供と一緒に考え、子供当事者の視点に立ち、教育委員会と連携して取組を進めることが大切です。みやぎ子ども・子育て幸福計画の検証と成果、今後の課題についてお伺いします。

また、虐待、DVは増加の一途をたどっておりまして、震災、コロナ、災害等により、子育て世代・家族に与える影響は大きく、より問題が複雑化、深刻化しています。子供への一体的な相談機関の設置に向け、複雑なケースへの対応、スーパービジョン、技術支援等を行うことを目的に、発達心理学専門家、保健師、児童精神科医、弁護士、保育士、社会福祉専門家による、県の子供支援専門チームを設置してはどうでしょうか。これは、教育庁による子供サポートの支援者支援を兼ねて、提案をしております。

最後に、「人づくり」「地域づくり」「イノベーション」の推進についてお伺いします。

日本は、その地形、地質、気象などの条件から、台風、豪雨、土砂災害、地震、津

波など、自然災害が発生しやすい国土となっています。近年では、地球規模の気候変動により、大雨による河川の洪水、台風による災害等が発生しています。宮城県は十一年前の東日本大震災を経験していることから、東北大学をはじめとする県内大学は、大規模自然災害からの復興に関する学術研究を続けてきました。そこで蓄積された知見は、世界的にも高く評価されています。また、平成二十三年、文部科学省の事業として復興大学を開設。そして二十八年からは宮城県の補助金を受けて、この事業を継続しました。しかし、その補助金の事業は令和二年までとなっていることから、復興大学の事業は各大学の予算で実施されることとなりました。現在、世界的な気候変動により、多くの自然災害が続いています。東日本大震災後の本県がそうだったように、災害後の人づくり、地域づくり、そして復興のためのイノベーションの推進が求められます。今述べましたように、国や宮城県の助成によって継続されてきた復興大学は、残念ながら補助金の打ち切りによりその活動が縮小しています。これまでの十年間に復興大学で培った知見を次の十年に生かす、新たな復興大学の事業を、県として検討してはどうでしょうか。

最後に、令和四年度宮城県における男女共同参画の現状及び施策に関する年次報告では、指標となっている県の管理職に占める女性の割合は一〇・八%となっており、目標である一五%に満たないほか、企業の役職に占める女性の割合も伸びていない状況です。持続可能な開発目標SDGsは、国連の二〇三〇年に向けた具体的行動です。ジェンダー平等の実現は、人づくりの全ての目標達成に向けた横断的価値として新・宮城の将来ビジョンの推進を図るべきです。今後の目標達成に向けた具体的な取組について、お伺いします。

知事、教育長の積極的な答弁を求め、壇上からの質問を終わります。

○議長（菊地恵一君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君。登壇〕

○知事（村井嘉浩君） ゆさみゆき議員の代表質問にお答えいたします。大綱七点ございました。

まず、大綱一点目、令和四年七月大雨災害への対応についての御質問にお答えいたします。

初めに、特別交付税措置を国に求めるべきとのお尋ねにお答えいたします。

今回の大雨のもたらした被害は甚大であり、被災地域の復旧・復興には、特別な支援が必要不可欠と考えております。そのため、被災自治体がちゅうちょなく災害復旧事業や被災者支援に取り組めるよう、先月上旬、国に対しまして、特別交付税を含む必要な財政措置を講じるよう、要望書を提出したところでございます。

次に、国の被災者生活再建支援制度と同等の支援制度や見舞金制度についての御質問にお答えいたします。

現行の地方交付税制度では、被災者生活再建支援法の適用災害であれば、法による支援の対象外となった被災世帯に対して県が独自に支援する場合、その費用の二分の一が特別交付税として措置されますが、それ以外の災害では、全額が地方負担となります。県独自支援の実施や見舞金制度の創設に当たっては、財源の確保が前提となりますが、今回の大雨災害につきましては、現時点で同法は適用されておらず、実施は難しいものと考えております。一方で、災害が頻発する中、被災者の生活再建は重要な課題であると認識しており、その実現には、大きな経済的負担が伴うことから、水災・地震保険の加入を促進する補助制度を昨年度から実施しているところであり、引き続き、自助の取組をしっかりと後押ししてまいりたいと考えております。

次に、被害を受けた農作物への経営所得安定対策等での柔軟かつ適切な対応や、生産資材の購入支援等についての御質問にお答えいたします。

県では、被災された農業者への経営所得安定対策や共済制度等に基づく支払いが早期に行われるよう、国や宮城県農業共済組合に対して、制度の柔軟な運用を働きかけており、一部では既に支払いが始まっております。また、無利子融資につきましても、既に国及び県の制度資金が活用可能となっております。生産資材の購入支援といたしましては、被災した水稻、大豆、バレイショ、ネギなどの次期作付を支援するための事業の実施を予定しているほか、飼料の掛かり増し経費やLPガスの購入経費につきましても、県独自の支援を行うこととしております。更に、肥料につきましても、国の支援制度が迅速かつ確実に実施されるよう、推進体制の整備と対象農家への丁寧な説明に取り組んでまいります。県といたしましては、今後とも被災された農業者が営農意欲を失うことのないよう、資材価格の動向も注視しつつ、農業経営の継続と安定に向けた支援に努めてまいります。

次に、流域治水計画の抜本的な改定と、一層の取組推進を図ることについての御質問にお答えいたします。

今年七月の豪雨をはじめ、近年の気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化に対応するためには、あらゆる関係者が協働し河川整備のみならず、流域全体で被害を軽減させる治水対策——いわゆる流域治水を推進していく必要があると認識しております。県では、国と連携し、昨年六月までに全ての河川において流域治水協議会を設置し、具体的な対策内容やロードマップ等を取りまとめた流域治水プロジェクトを策定しており、現在、ハード・ソフト一体となった取組を推進しております。また、協議会ではプロジェクトの実施状況を定期的にフォローアップしており、今年度は流域の環境を生かしたグリーンインフラの取組を追加しております。県としては、気候変動の影響による降雨量の増加や土地利用の動向など、今後の社会情勢の変化に対応できるよう、引き続き、必要な改定を随時行うとともに、国や市町村などあらゆる関係者と協働し、流域治水対策の更なる推進に向け、取組んでまいります。

次に、大綱二点目、農業政策についての御質問にお答えいたします。

初めに、有機農業に係る生産者や指導者の育成等についてのお尋ねにお答えいたします。

県では、昨年三月に策定したみやぎの有機農業推進計画に基づき、熟練農業者と連携した新規取組者への技術支援や、普及指導員等を対象とする研修会の開催による指導体制の強化に取り組んでおります。また、食料安全保障の観点から、輸入に依存した化学肥料の使用量を減らすため、有機質肥料を使った栽培に取り組む生産者に対し、資材や機械の導入支援を行うこととしております。更に、みやぎオーガニック・エコ農業協議会と連携し、生産者同士の技術研さんやイベントでの交流機会の拡大など、ネットワークづくりを支援しております。県としては、これらの取組を着実に進めることで、有機農業に係る人材の育成と取組面積の拡大を推進してまいります。

次に、有機農業の必要性に対する理解の醸成についての御質問にお答えいたします。有機農業を推進するためには、生物多様性の保全や環境への負荷を低減する効果などについて、消費者の理解を進めていくことが重要と認識しております。そのため、県では、小学生を対象とした田んぼの生き物調査のほか、有機農業の現場を見学する消費

者バスツアーや百貨店等での販売会を開催してきており、今年度は有機農産物等の販売促進キャンペーンを実施する予定としております。また、JAグループ等が取り組む環境保全米が小中学校等の給食へ提供されているほか、県内複数の農業高校において自主的に環境保全米の栽培などが行われており、学校現場での理解醸成につながっております。県としては、関係機関との連携を強化しながら、今後とも、有機農業をはじめ、環境に配慮した農業に対する消費者の理解促進に努めてまいります。

次に、人・農地プランの法定化に伴う地域計画策定に関する具体的な支援策についての御質問にお答えいたします。

市町村が地域計画を策定するに当たっては、協議の場の在り方、計画エリアの範囲、合意形成手法などの面で、十分な検討・準備が必要になるものと考えております。このため県では、今年度、国の人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業を活用し、県内四か所にモデル地区を設置して、地域における話合いが円滑に進むよう、ワークショップ等の開催を通して支援しております。また、市町村職員や県職員を対象に、コーディネートスキルの習得に向けた研修会を開催し、計画策定を牽引する人材育成を進めることとしております。更に、計画策定に当たっては、県が既に設置しております農地集積推進本部及び圏域ごとの地方推進本部を中心に、市町村を積極的に支援してまいります。

次に、持続可能な農山漁村の構築についての御質問にお答えいたします。

高齢化や人口減少が進む農山漁村の維持・活性化には、地域住民だけではなく、外部人材に力を発揮していただくことが、極めて重要であります。このため県では、令和二年二月に設置した農山漁村交流拡大プラットフォームにより、地域おこし協力隊の活動や定着に向けたサポート、意欲ある県内外の企業や若者と農林漁業者とのマッチング、大学生による援農ボランティアのあっせん・紹介など、外部人材を地域に巻き込む取組を積極的に進めております。県としては、農山漁村のにぎわいや新たななりわい創出に向け、更なる関係人口の拡大と多様な人材確保に努めてまいります。

次に、農泊実践者の育成の在り方と、みやぎグリーン・ツーリズム推進協議会の評価や連携についての御質問にお答えいたします。みやぎグリーン・ツーリズム推進協議会は、平成十七年に設立され、我が県の都市農村交流を長きにわたって牽引し、地域の活性化に大いに貢献しているものと認識しております。県では、昨年度策定したみやぎ

農山漁村交流拡大推進プランに基づき、同推進協議会をはじめ関係団体と連携し、農泊の牽引役となる地域コーディネーターを養成するなど、地域での受入れ体制づくりと実践者の育成等に取り組んでおります。また、他県との連携による広域化については、既と同推進協議会が山形県の組織と定期的な意見交換や販売会の共催などに取り組んでおり、県としては、このような各団体が主体的に行う活動を引き続き支援してまいります。今後とも、同推進協議会など関係団体と連携し、都市農村交流の拡大に取り組んでまいります。

次に、宮城ふるさとプラザが立地する豊島区と連携した物産振興策についての御質問にお答えいたします。

宮城ふるさとプラザは、平成十七年の開設以降、年間約五十万人の方が来店されており、物販・飲食に加え観光動画の放映など、主に首都圏における対面型の県産品販売及び観光情報発信の場として活用しております。また、豊島区とは、定期的に情報交換を行っているほか、区内で開催される各種イベントへの参加、区広報誌によるふるさとプラザの情報発信などの御協力をいただきながら、県産品の販売促進に努めてまいりました。一方、インターネットやスマートフォンの普及に伴い、EC販売やデジタル広告が台頭するなど、県産品販売及び観光情報発信の手法は多様化しております。このような状況を踏まえ、県といたしましては、現在の社会環境に合った最適な県産品販売支援及び観光情報発信手法について検討を進め、より効果的に我が県の魅力を発信できるよう、取り組んでまいります。

次に、大綱三点目、新型コロナウイルス感染防止対策についての御質問にお答えいたします。

初めに、陽性者サポートセンターの仕組みの周知徹底を図るべきとお尋ねにお答えいたします。

発生届の限定化を導入した今月二日以降、発生届対象外の患者は、体調悪化時等に自ら陽性者サポートセンターに相談していただくことになっております。そのため、こうした仕組みや陽性者サポートセンターの窓口を案内する患者説明シートを医療機関で陽性者に配布しているほか、マスクや県ホームページを活用して、積極的に県民にお知らせしております。これまで、発生届の対象外となった方のうち約七割の方が、

ホテル療養の希望や生活支援物資の申請をしていることから、一定程度周知が行き渡っているものと認識をしておりますが、更なる周知を図ります。

次に、受入れ医療機関の拡充とデジタル化の推進についての御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症患者への対応が可能な診療・検査医療機関については、現在、県内六百五十六医療機関を指定しており、また、同意のあった四百八十六医療機関について、県のホームページで公表しております。県では引き続き、患者へ適切な医療を提供するため、医師会等と調整を図りながら、診療・検査医療機関の指定拡大や、指定済み医療機関のホームページでの公表を進めております。また、感染症の情報に係るデジタル化の推進については、国が現在検討している感染症法等の改正案において、情報基盤を強化し積極的疫学調査に資するため、発生届等の疫学情報とレセプト情報やワクチン情報との連結分析の仕組みの整備について検討するとの方向性が示されております。我が県としても、各医療機関の事務の負担軽減や、保健所業務の効率化を図るデジタル化の推進について、国へ要望してまいりたいと考えております。

次に、大綱四点目、被災地の復興に向けたきめ細かな支援についての御質問にお答えいたします。

初めに、国の原子力政策に関する方針と、女川原子力発電所の再稼働についてのお尋ねにお答えいたします。

今回の政府の方針は、地球温暖化対策や電力の安定供給の確保などを考慮した上で、中長期的な観点から、国において総合的に判断したものと考えております。女川原子力発電所二号機については、昨年十二月、原子炉等規制法に基づく設計・工事計画が認可され、現在、保安規定認可等の審査や安全対策工事が行われているところでありますが、県といたしましては、引き続き工事の進捗等について随時報告を受けるとともに、必要に応じて立入り調査等を行うなど、女川原子力発電所の安全管理の徹底を求めてまいります。

次に、地元の理解抜きに海洋放出を行わないこと、海洋放出以外の処分方法の検討を国と東京電力に要請すべきとの御質問にお答えいたします。

昨年四月の基本方針決定以降、県では、一貫して海洋放出以外の処分方法の検討を

求めてまいりました。今月開催した連携会議においても、構成団体等の総意として、海洋放出以外の処分方法の検討を国と東京電力に求めたところです。処理水の海洋放出については、国民・国際社会の理解醸成が進んでいない状況にあると認識しており、既に風評リスクも高まっていることから、スピード感を持って風評対策・なりわい支援を実施していく必要があります。県としましては、今後とも、国と東京電力に対し、海洋放出以外の処分方法の検討とともに、理解醸成の取組推進、我が県の生産者・事業者のなりわい維持に必要な責任ある対応を、強く求めてまいります。

次に、震災遺構の管理運営等を行う財団の設立や、震災伝承施設のネットワーク化等の御質問にお答えいたします。

震災の記憶や教訓を将来にわたって伝承していく上で、震災伝承施設のネットワーク化や情報発信の取組は重要と考えております。県ではこれまで、伝承団体や市町との意見交換をはじめ、災害教訓を学ぶ研修会等を実施し、今月には、多様な主体の参画による更なる連携の強化を目指して、震災伝承みやぎコンソーシアムを設立いたしました。また、みやぎ東日本大震災津波伝承館での語りべ講話のオンライン配信、県内の伝承施設等を取りまとめたパンフレットの作成やホームページの多言語化、SNSの活用など、国内外に向けた情報発信に努めております。御提案のありました、大川小学校の管理運営等を行う財団設立に関する石巻市との協議については、平成二十五年に国が示した方針に基づき、市町がそれぞれの実情に合わせて震災遺構を管理することとなっておりますことから、難しいものと考えております。

次に、大綱五項目、障がいの有無に関わらず誰もが安心して暮らせる共生社会の実現についての御質問にお答えいたします。

初めに、国連の委員会による勧告についてのお尋ねにお答えをいたします。

国連の勧告に対し、国は、特別支援教育への理解が深まる中、「特別支援教育を中止することは考えていない。」とし、併せて、引き続き障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に学ぶインクルーシブ教育システムの推進に努めていくとしております。私といたしましても、インクルーシブ教育システムは、誰もが相互に人格と個性を尊重し合い安心して暮らせる社会の実現に向けて、重要な取組であると認識しており、今後とも、県教育委員会において、取組の充実を図っていただきたいと考えております。

次に、共生社会における福祉施設の在り方についての御質問にお答えいたします。

障害のある人もない人も支え合いながら共生する社会は、私が目指す地域社会の姿であります。施設に入所している方についても、できる限り地域社会へ移行できるように、県といたしましても、精神障害や重度障害のある方々を対象としたグループホームの整備や緊急的な一時受入れ、専門人材の育成など、地域での受入れ体制の整備を進めております。一方で船形の郷は、重度・最重度の障害者支援施設であり、高齢化や障害の重度化によつて地域での生活が困難となった方々を受け入れるセーフティーネットとして重要な役割を果たしており、一定の定員を確保する必要があるものと考えております。今後、船形の郷では、住宅等での生活が一時的に困難となった場合のバックアップ機能や、地域の社会資源をつなぐコーディネーター機能を備えることとしており、障害のある方の地域生活を支える拠点として、その役割を果たしていけるよう整備を進めます。

次に、旧優生保護法の一時金の周知についての御質問にお答えいたします。

被害者本人への通知につきましては、プライバシーに関わる問題であり、例えば家族には一切伝えていない場合や、当時のことを思い出したくない場合も想定されますことから、一律に通知することは慎重に考えるべきという国の立法過程における議論があり、県としても、その観点から対応しているものであります。一方で、支給対象となり得る方に情報が行き届くよう、一時金支給制度について県民に広く伝えることは、極めて重要であると考えており、これまで、関係団体への説明や、市町村、医療機関、障害者関連福祉施設、高齢者関連福祉施設へのポスター等の配布のほか、県政だよりへの掲載やラジオ放送により、広く周知を図ってまいりました。今後も、市町村や関係団体と協力しながら、一人でも多くの方の救済につながるよう、様々な手段を活用した広報に努めます。

次に、旧優生保護法被害者の尊厳回復と支援を目的とした条例についての御質問にお答えいたします。

優生手術を受けた方やその御家族が、大変つらく苦しい思いをされたことにつきまして、私としても大変重く受け止めております。しかしながら、旧優生保護法に関する事務は、いわゆる機関委任事務として、当時の法律に基づいて国全体で行われたものであることから、自治体ごとの条例ではなく、国の責任において、法令による統一した

対応が必要であります。県としては、一時金制度の十分な周知や請求手続などのサポートにより、一人でも多くの方の救済につなげるとともに、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、全力で取り組んでまいります。

次に、一時金の請求期限の延長を国に働きかけるべきとの御質問にお答えをいたします。

一時金の請求期限は令和六年四月二十三日となっておりますが、一時金支給法の附則で、請求の状況を勘案し、必要に応じ検討が加えられることとされております。県といたしましては、一人でも多くの方を救済できるよう、請求期限を延長することが必要であると考えており、機会を捉えて国に要望してまいります。

次に、大綱六点目、社会全体で支える子ども・子育てについての御質問にお答えいたします。

初めに、市町村の子ども家庭センター整備への支援についてのお尋ねにお答えいたします。

令和四年改正児童福祉法により、市町村が設置に努めることとされた子ども家庭センターについては、今後、国が作成する設置運営に関するガイドラインを踏まえながら、市町村の検討を支援してまいります。また、令和六年四月の制度施行時期を待たずに、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援機関の整備や、双方に十分な知識を持つ統括支援員の配置を行う市町村に対しては、今議会に提案しております補正予算案で積み増しする子育て支援対策臨時特例基金を活用し、その経費の一部を補助することによりあります。県としては、市町村に積極的な活用を働きかけてまいります。

次に、子供に関する各種データの連携による情報の取扱いについての御質問にお答えいたします。

令和三年十二月に閣議決定された、デジタル社会の実現に向けた重点計画に基づき、こどもに関する各種データの連携による支援実証事業が行われていることは承知しております。この実証事業では、個人情報取扱いやデータ連携による倫理面での課題などについても検証を行うこととされており、その内容を見守ってまいります。

次に、みやぎ子ども・子育て幸福計画の検証と成果、今後の課題についての御質問

にお答えいたします。

子ども・子育て支援は、教育委員会も含め、部局横断的に施策を進める必要があることから、私を本部長とする次世代育成支援・少子化対策推進本部や、有識者で構成する子ども・子育て会議において、計画に掲げる十一の指標や、事業の進捗状況について、評価・検証を行っております。十一の指標のうち、合計特殊出生率は低迷しているものの、保育所等利用待機児童数は大きく減少するなど、一定の成果が見られるところでもあります。今年三月には、学校に登校していない子供たちの教育機会の確保の課題に關しまして、みやぎ子ども・子育て県民条例が改正されたことから、現在、教育委員会とも連携し、多様な学びの場の提供、子供の事情や意思を尊重した支援、関わる人材の育成などについて、計画の見直しを進めております。今年六月に成立したこども基本法に基づき、国が策定する大綱などを踏まえ、引き続き私が先頭に立ち、新・宮城の将来ビジョンの柱に掲げる「社会全体で支える宮城の子ども・子育て」の実現に向け、施策を推進してまいります。

次に、子供支援専門チームの立ち上げについての御質問にお答えいたします。

子供に関する相談への対応に当たっては、子供やその保護者などが置かれた状況を把握し、当該家庭のリスク判定を適切に行い、支援することが特に重要であります。このことから、児童相談所では、相談の初期対応を担う市町村と虐待事案のリスク判断を共有するアセスメントシートを作成し、連携して対応しております。県としては、現在、県の児童相談所に配置している児童福祉司、児童心理司、保健師、保育士、児童精神科医などに加え、委託しております弁護士などの専門職が連携して相談支援に当たっていることから、今後ともその充実を図り、複雑なケースについても、適切に対応してまいります。

次に、大綱七点目、「人づくり」「地域づくり」「イノベーション」の推進についての御質問にお答えいたします。

初めに、復興大学についてのお尋ねにお答えいたします。

復興大学は、県内の大学等が加盟する学都仙台コンソーシアムが主体となり、復興支援の担い手となる人材の育成、地域の将来を担う児童・生徒の学習支援、被災地企業
の復興支援、災害ボランティア活動などの事業を実施しております。県内はもとより、

首都圏や関西圏からも、多くの学生や社会人がプログラムを受講するなど、被災地の復興に重要な役割を果たしているものと認識しております。復興大学の今後の展開につきましましては、運営主体であるコンソーシアムのお考えを十分に尊重していく必要がありますが、県といたしましたも、県が復興サポートの観点から取り組む様々な事業との連携も視野に入れながら、更なる取組の充実に貢献してまいります。

次に、ジェンダー平等の実現に向けた取組についての御質問にお答えいたします。

あらゆる分野におけるジェンダー平等の実現は、誰もが個性と能力を十分に発揮していくために必要不可欠なものであることから、新・宮城の将来ビジョンの政策推進に向けた横断的な視点として掲げている人づくりにおいても、重要な要素として位置づけております。このため県では、昨年三月に第四次宮城県男女共同参画基本計画を策定し、各種施策によりジェンダー平等の推進を図るとともに、毎年度年次報告を取りまとめ、進捗管理を行っております。特に今年度は、重点事業として女性応援プロジェクトを実施し、大学や企業の協力の下、女性の活躍や県内定着を図るための実態調査やウェブサイトの開設などに、関係部局が連携して取り組んでおります。今後も、私が本部長を務める推進本部において、庁内の連携を一層強化するとともに、女性活躍促進連携会議等を通じて、経済団体、市町村等と共に、女性が活躍しやすい環境の整備を推進し、ジェンダー平等の実現を図ってまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 教育委員会教育長伊東昭代君。

〔教育委員会教育長 伊東昭代君登壇〕

○教育委員会教育長（伊東昭代君） 大綱五項目、障がいの有無に関わらず誰もが安心して暮らせる共生社会の実現についての御質問のうち、国連の委員会による勧告についての御尋ねにお答えいたします。

国連の勧告について、国は、特別支援学級や特別支援学校に在籍する児童生徒が増えている中、現行の特別支援教育を続けながら、勧告の趣旨を踏まえて、インクルーシブ教育システムの推進に努めていくとしております。県教育委員会といたしましては、一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備と、インクルーシブ教育システムの構築をともに進めていくことが必要であると考えております。引き続き、特別支援

学校の狭隘化解消も含め、多様な学びの場の整備を進めるとともに、特別支援学校に在籍する児童生徒が、居住地の小・中学校で学習活動を行う取組や、共に学ぶ教育推進モデル事業等を推進してまいりたいと考えております。

次に、共に学ぶ教育推進モデル事業の成果及び県内全域に広げていくべきとの御質問にお答えいたします。

障害のある子供もいない子供も地域の中で共に学ぶことは、共生社会の実現に向けて重要であると認識しております。そのため、県教育委員会では、共に学ぶ教育推進モデル事業を、平成二十七年度から第一期、平成三十年年度から第二期、令和三年度から第三期として取り組んでおり、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた教育活動等を実践しているところであります。取組の成果としては、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた授業を行うことで、個別の支援を要する子供だけではなく、全ての生徒にとって、分かる喜びや学ぶ意義の実感、学習意欲の喚起につながることや、授業以外の場面でも、障害の有無にかかわらず、子供同士が関わり合う姿が見られるようになったことなどが挙げられております。県教育委員会としては、小中高等学校を通じた地域全体に広がりのある共に学ぶ教育の実践に取り組むとともに、その成果をまとめ、県内全域に周知することで、インクルーシブ教育の取組を広げてまいります。

次に、医療的ケア児などが安心して地域の学校で学ぶための体制と実施事例、今後の環境整備についての御質問にお答えいたします。

医療的ケアが必要な児童生徒が、地域の小中学校等へ就学できる環境を整えていくことは、大変重要であると認識しております。県内では、一部の市町において、国の補助制度を活用しながら、医療的ケア児が在籍する小中学校に看護師等を配置し、導尿などの医療的ケアを実施しているところです。県教育委員会といたしましては、医療的ケア児支援法の趣旨を踏まえ、研修会などを通じて、市町村教育委員会や小中学校が医療的ケアの実施体制を構築するよう促し、医療的ケア児がどの学びの場においても安全・安心な学校生活を送れるよう、支援してまいります。

次に、共生社会における学校の在り方についての御質問にお答えいたします。

令和六年四月に仙台市太白区秋保地区に開校を予定しております、仮称秋保かがやき支援学校については、これまでも、機会を捉えて、秋保温泉旅館組合や町内会会長に

現場実習の受入れのお願いに伺ったり、校名選定に関わっていただいたりしており、また、地域の皆様を対象とした説明会を開催するなど、開校前から地域の学校として応援していただけるよう準備を進めております。これまでも、特別支援学校においては、地域の皆様と一緒に避難所運営訓練に取り組みなど、地域と連携した教育活動を展開しており、障害のある子供たちを健やかに育むためには、学校、家庭及び地域住民等が力を合わせながら、地域全体で教育に取り組む体制づくりが必要であると考えております。県教育委員会といたしましては、地域との連携・協働による学校づくりを一層推進してまいります。

次に、県立高校における定員内不合格についての御質問にお答えいたします。

我が県の県立高校の入学者選抜においては、多様な能力と適性等を積極的に評価し選抜するという基本原則に基づき、学校・学科の特色に応じて、学校長の判断で公平・公正に選抜しております。選抜の結果、三年間の教育を履修することが難しいと判断された場合には、定員内であっても不合格となることもあります。県教育委員会としては、受験生の学ぶ機会を保障する観点から、可能な限り定員内不合格を出すことを避けることができるよう、校長会等のあらゆる機会を捉えて、慎重な検討を学校に促しているところです。今後も、こうした考え方を更に学校に周知するとともに、定員内での不合格者を出さないことを原則とする他県の取組等も参考に、定員内不合格の在り方について検討してまいります。

以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 四十四番ゆさみゆき君。

○四十四番（ゆさみゆき君） たくさん質問への答弁、本当にありがとうございます。今回我が会派では、共生社会に向けて、副会長の境さんはBPO——障害者就労ですね。政調会長の石田さんは介助犬など、現場の声をしっかりと受け止めて、皆さんで調査してまいりました。そこで、なぜこの国連の勧告があるかということをもう一回考えなければならぬと思います。これは、障害のある方が弱い立場にあるために、本人の意思を問わずに介入すること、人権を中心とした考え方になっていないことが指摘をされているんですね。よって、県政は様々な課題がありますけれども、知事は本当に責任を持って、「私がやらなければ誰がやる」と、その強靱な精神力で断行してきたこ

とは、私は認めるところもありますが、真似ができないところもあります。というのは、最も行政として大切な医療的ケアや福祉のことの在り方に、当事者の声や視点が、今の県政運営の中に入っているかということです。今回私どもの取り上げた施設、施設解体宣言をした船形コロニーは船形の郷として二百八十人の施設になり、教育委員会の特別支援学校かがやきについては今お話がありましたとおりで、世界から見るとなぜ宮城県はこういう施設になるのですかという施策を、しっかりと一回検証しないと、地域福祉の在り方はどうなのか、行政とはどうあるべきなのか、もう一度原点に立ち返るべきではないかということで投げかけております。先ほど知事は、セーフティーネットのために船形の郷があるというふうに言いましたけれども、啓佑学園から十八歳以上の子が入っています、二十一歳の大人になる子も入っているわけですね、結局は、ふるさととは施設であって、地域ではない現状になっているのが確かなのです。よって、知事になってから——浅野知事から村井知事変わってから、どんな命であってもその子の力を感じて、地域の中で暮らす仕組みをつくることこそが、少子化社会、そして人口減少社会、その原点に立ってほしいという思いがあるのです。よって、もう一度その考え方を基に、今の県政の本当の軸の在り方をお答えいただきたい。教育長にもお答えいただきたいと思います。

○議長（菊地恵一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 私は県議会議員のとき、ゆさ議員とは同期ですので、当時の浅野前知事といろいろ議論したことを今でもよく覚えております。浅野知事は、施設を地域に移行すべきだということで、船形の郷——前船形コロニーを解体すべきだという考え方でございました。それに対して、私は、強制的に出すというのは無理ではないかと。戻りたくても戻れない人もたくさんいるんだというようなことでありました。その後、浅野さんが引退されて、私が知事になりました。私はすぐに船形コロニーまで行きまして、入所されている方だけではなく家族の方にもお話を聞いたところ、「潰さないでくれ。これを潰されると、残念ながら地域の中に戻れないんだ。」という声が圧倒的に多かったわけがあります。その後、一旦出た人もまた戻ってきたというようなこともありました、そういった意味では、船形の郷の役割はしっかり果たしていただいているのではないかなというふうに思っております。ただ、残りたくないと言う方について、無理

やりとどめておくことは、その方のふるさとがまさに施設だということになってしまい、本末転倒であります。そういった意味では、御本人の御意向に沿った形でしっかりやっていきたいなと思っています。決して閉じ込めるつもりはございませんので、地域移行していただけるならば、これに越したことはないなというふうに思っております。啓佑学園は、以前は十八歳を超える方も入所させていたのですけれども、ちょっと詳しくは忘れたので、もし更に聞くなら保健福祉部長に聞いていただきたいのですが、何かルールが変わって、十八歳以降の子は啓佑学園にとどめてはいけないというルールが変わったことに合わせて、どうしても外に出ていただかなければならなくなったということですね。そして、平成二十八年から令和三年までに、児童四十七人が外に出ていくことになったのですけれども、そのうち十二人がグループホームに移っていただいた。つまり地域に戻っていたいただいたということですね。それから四人が御家庭に帰られ、これも地域に帰っていただいた。残念ながら三十一人の方は受入れが難しい、御家庭も難しいということ、結果的には施設のほうに、船形の郷も含めて、施設に入っていたということでございます。ゆき議員のおっしゃっていることはまさに私の理想でありまして、こういったようなことをやはり追求し続けることが重要だと思いますので、当然、施設に閉じ込めるよりも地域になるべく移行していただけるように、しっかりと考えていくということは忘れないようにしていきたいと思っておりますが、どうしても受入れが難しい人がいるということも考えなければなりません。そこは御理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（菊地恵一君） 教育委員会教育長伊東昭代君。

○教育委員会教育長（伊東昭代君） 議員のお話のとおり、障害のあるなしにかかわらず共に学んでいく教育の環境を整備していくということは、大変重要だというふうに思っております。先ほど答弁したような県教育委員会としての取組もしております。また、特別支援学校がセンター的機能としてその地域の小中学校で障害のある子もない子も一緒に学んで行けるように小中学校からの相談を受けたり、あるいは訪問していろいろと助言をしたりという取組も行っているところでございます。ただ一方で、やはり就学についてどこで学ぶかという相談を受けるときに、基本的に今、本人、そして保護者の意向を最大限に尊重していくということと、いろいろと相談を受けているわけですが、特別

支援学校での学びを選ぶ保護者の方も多いという状況があつて、少子化の中でも特別支援学校に入学してくる子供たちが増えています。そのため、現実問題、その学校が狭隘化して教育の環境としては非常に望ましくないということが出てきており、今回秋保の支援学校を新しく整備するというような動きになっております。今お話ししたように、その子供たちの力をどこでどう伸ばしていくのかというのはとても重要なことで、みんな一緒に教育を受けていくというのも本当に大事なことなのですが、どうしても、今特別支援教育でその子に本当に応じた学びというものができているところを保護者の方も御理解いただいて、そこでぜひという話もあります。そういう意味では、柔軟な学びとありますが、特別支援学校にいるからずっとそこであるということではなくて、やはりその子その子で小中学校に行ってみたり、あるいは交流してみたり、場合によっては転籍をしてみたりということ、その子のニーズに応じた適切な教育が展開できるように、今後も努めてまいりたいと考えております。

○議長（菊地恵一君） 四十四番ゆさみゆき君。

○四十四番（ゆさみゆき君） 知事、そして教育長からお話をいただきました。この話をすると、「分かるけども、難しいよね」と言うんですね。でもそのときに、誰の問題なのか、なぜかということ、私ごとと捉えて、医療モデルというのは個人の問題ではなく社会モデルとして自分ごとであると捉えて、社会全体の総合的な対応としてこれからは県政の軸となつて、人権が中心に守られている県政運営をしていただきたいと考えております。

そこで、その具体的なこと、旧優生保護法ですね。宮城県は非常に大きな修正がございまして、今知事にもお答えいただいたのですが、手術を受けた方が、国の責任でそのうなつたということをつかっているのです。個別通知の難しさというのは非常に分かるのですけど、弁護士からはこんな提案があります。例えば、施設内で説明会をしたり相談会をしたりと、できるだけ努力をする。そういうことがあるんだと周知する最大限の努力をして、お一人お一人の人間の尊厳を回復する。これをやっていただけないか。知事、いかがでしょうか。

○議長（菊地恵一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 先ほど答弁いたしましたとおり、しっかりと周知をする努力と

いうのは継続していかなければならないと考えておりますが、本当にかんりの数の職員がいろんな資料を全て調べました。榴岡にあった旧公文書館に資料が残っていて、それを全部ひっくり返して調べたのですけれども、まず当時の手書きのやつで残っていないものもあつて、その中で分かる限りの範囲内で資料を集めたのですが、全ての人を特定するのはどうしてもできないというようなこともありまして、今のやり方で周知を図るということですが。ただし、当然いろんな方、施設に入っている方もたくさんおられると思いますので、そういったところを通じて一人一人に当たっていただくとともに、これからも努力していきたいというふうに思っております。その上で、一時金の支給が、期間が切られて「はい、終わり」ということにならないように、これについては国の責任で、我々もお手伝いして、こういうことをしてしまつたわけでありますので、しっかりと最後まで、ぎりぎりまで、そういった人たちが一時金をもらえるように努力をしていきたいと思っております。本当に申し訳ないという思いではありません。

○議長（菊地恵一君） 四十四番ゆさみゆき君。

○四十四番（ゆさみゆき君） 県議会では、全国で初めて、優生保護法問題の早期全面解決を求める意見書を出しました。皆さんの命を守るために、私たちが党派を超えて全力で取り組んでまいりたいと思います。

インクルーシブ教育も、障害がある方も、それから不登校の問題も、実は申し上げましたように様々複雑な課題となっております。児童相談所の専門家も非常に大変なのです。それで、専門家チームの設置ということをお話しました。これは、専門家の皆様の支援者支援、コンサルテーション、またはアウトリーチの下、各保育所などに支援を行うチームであります。今の職員で対応ができないところをサポートするチームなので、これなくして今の課題解決は非常に困難なのです。教育長もお話しされましたけれど、発達障害児の親御さんは本当に今悩んでいるんですね。その複雑な問題を解決するチームこそ、今、行政では必要ではないかということをお話しております。これの再答弁をお願いいたします。

○議長（菊地恵一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 支援専門チームを立ち上げて、しっかりとサポートしなさいというところでございました。答弁いたしましたとおり、現在、児童相談所におきましては、

相談の初期対応を担う市町村と虐待事案のリスク判断を共有するアセスメントシートを作成いたしました。非常に連携を取ってやっているというふうに考えております。また、児童相談所に配置しております児童福祉司や心理司、保健師、保育士、そして児童精神科医、または弁護士さんといった人たち。時には、問題のある御家庭等については警察のほうにも御協力をいただいて対応しております。特段、その子供支援専門チームを立ち上げなければこの問題に対処できないという状況にはないというふうに思っております。御提案でありますので、今後しっかり状況を見ながら、その専門チームといったようなものが必要なのかどうかということを含めて、よく検討してまいりたいと思っております。

○議長（菊地恵一君） 四十四番ゆさみゆき君。

○四十四番（ゆさみゆき君） 復興大学について再質問いたします。

復興大学、コンソーシアムについて、この間、宮城大学の学長ともお話をしてみました。やはりこれからは復興の十年間を、今の課題も含めて、トラウマケアなどは専門家がまだ日本には少ないものですから、学術連携をした在り方、これは補助金を出すことも含めつつ、知のネットワークをつくっていく。イノベーションはそれぞれの学術を連携して発信していく。知事も海外にどんどん出ていく。こういうことを、ぜひ復興大学との連携システムをつくっていただきながら、やるべきではないかというふうな提案です。その辺、もう少し具体的な御答弁をお願いいたします。

○議長（菊地恵一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 復興大学が果たした役割は非常に大きいと思っております。県外から参加されている方もおられまして、非常に有益でありました。学都仙台コンソーシアムが主体となつて、実質的な事務局は東北工業大学さんがやっていたというところからあります。その役割をしっかりと認識しておりますので、今後とも、運営主体でありますコンソーシアムの考え方をお聞きしながら、県としてもサポートしてまいらなければならぬというふうに思っております。おっしゃるとおり、この復興大学は非常に意義のあることでしたので、すぐ終わるといったことのないように、お手伝いをさせていただきますというふうに思っております。

○議長（菊地恵一君） 四十四番ゆさみゆき君。

○四十四番（ゆさみゆき君） やつと前向きな答弁をいただきました。

それでは、豊島区にある宮城ふるさとプラザ。聞くところによりますと、あと二年後には廃止の方向も検討しているというふうに聞いていたのですが、これはやはり、交流拠点は都市部にあつてしかるべきだと考えています。ネットだけでは交流できませんよね。どうしますか、知事。

○議長（菊地恵一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 物産振興協会が実質やっているのですけれども、協会の方といろいろ意見交換をいたしましたら、協会のエネルギーが豊島区の宮城ふるさとプラザの運営と、県外に行つてデパート等でやります物産の販売・展示コーナーだけで終わつてしまつているということで、ほかに新しいことがなかなかできないんです。確かに非常に売上げもありますし、観光の拠点の一つにはなつてはいるわけですけども、基本的にあそこは毎日七夕祭りのようなすごい人の流れなのです。ですが、六割七割ぐらいは同じ方たちが流れていて、大東京の中であそこに宮城ふるさとプラザがあると知っている人はごく一部だということもあるので、それだったら、予算を減らすことを目的とするのではなくて、もっと有効に予算を活用できるようにお考えいただいたらいいのではないかと。ただ、突然やめるということになる、恐らく物産振興協会が非常に困るので、この間、契約期間が四年だったと思うのですけど、四年のときにこれで最後にするということ前提を考えてくださいと。それで、その予算を、全額は分かりませんが、その予算を有効に活用できる方法を一緒に考えましょうよというふうに言っております。そういう理由で考えているということで、物産振興協会のほうにも「分かりました。その方向で前向きにやりましょう」という御返事をいただいておりますので、今のところ大きな問題はないだろうというふうに思っております。

○議長（菊地恵一君） 四十四番ゆさみゆき君

○四十四番（ゆさみゆき君） 前段に農泊と交流とありますので、一体的に都市と農村の物産を連携した取組を、ぜひこれは構築していただきたい。忘れてはいけないのは、豊島区とは給食の米の交流もやっていますので、そこを大切にしながら検討していただきたいと思えます。

29
それから、教育長。定員内不合格、これはぜひ検討いただきたい。百八人の子供を、

ぜひ取り残さないでほしいです。一言お願いします。

○議長（菊地恵一君） 教育委員会教育長伊東昭代君。

○教育委員会教育長（伊東昭代君） 定員内不合格については先ほどお話したとおりでございますが、できる限り受け入れて、そこで力を伸ばしていくことが、公的な教育として基本姿勢だというふうに思っております。ただ、やはり高校ですので、三年間卒業に向けて学習をしっかりと積み上げていただかなければなりません。それができるかどうかというところの判断も一定必要かなというふうに思っておりますので、中身をよくしつかりと我々も精査してまいりたいと考えます。

○四十四番（ゆさみゆき君） 終わります。ありがとうございました。